

手続きの際にお持ちいただくもの

(別紙)

***ご本人が来庁して手続き または ご本人が郵送で手続きをされる場合**

1.ご本人であることが確認できるもの(Aのうち1点 もしくは Bのうちから2点)

- | | |
|---|--|
| ☐ マイナンバーカード（個人番号カード） | ☐ 顔写真付きの住民基本台帳カード |
| ☐ 運転免許証 | ☐ パスポート |
| ☐ 運転経歴証明証（交付から10年を経過しているものはBとなる） | |
| ☐ 在留カード | ☐ 特別永住者証明書 |
| ☐ 身体障害者手帳（交付から10年を経過しているものはBとなる） | |
| ☐ 精神障害者保健福祉手帳（顔写真付きでないものはBとなる） | |
| ☐ 療育手帳 | ☐ 宅地建物取引士証 |
| ☐ 小型船舶操縦免許証 | ☐ 猟銃・空気銃所持許可証 |
| ☐ 電気工事士免状（第一種） | ☐ 教習資格認定証 |



☐ 健康保険の資格確認書

- | | |
|---|--|
| ☐ 介護保険の被保険者証 | ☐ 医療受給者証 |
| ☐ 身体障害者手帳（交付から10年を経過しているもの） | |
| ☐ 精神障害者保健福祉手帳（顔写真付きでないもの） | |
| ☐ 母子健康手帳 | ☐ 国・地方公共団体の職員証 |
| ☐ 各種年金証書 | ☐ 基礎年金番号通知書 |
| ☐ 年金手帳 | ☐ 顔写真のついていない住民基本台帳カード |
| ☐ 児童扶養手当証書・特別児童扶養手当証書 | |
| ☐ 箕面市から郵送（手交）している書類 *1種1点のみ、同種のもので2点の提示は不可。
（納税通知書、生活保護決定通知書・受給証明書（6ヶ月以内のもの）、介護保険負担割合証 等） | |
| ☐ 船員手帳 | ☐ 海技免状 |
| ☐ 戦傷病者手帳 | ☐ 電気工事士免状（第一種以外） |
| ☐ 無線従事者免許証 | ☐ 認定電気工事従事者認定証 |
| ☐ 特殊電気工事資格者認定証 | ☐ 対空検査員証 |
| ☐ 航空従事者技能証明書 | ☐ 運転管理者技能検定合格証明書 |
| ☐ 動力車操縦者運転免許証 | ☐ 警備業法に規定する合格証明書 |
| ☐ 官公署が発行し、顔写真、氏名、生年月日、または住所が記載されている資格証明書 | |



- | |
|--|
| ☐ 預金通帳・キャッシュカード・クレジットカード |
| ☐ 国もしくは地方公共団体の機関以外が発行した身分証明書（学生証・社員証 等） |
| ☐ 公共料金の通知書（ご本人名義のものに限る） |

ここからの提示は
1点のみ可能
2点是不可